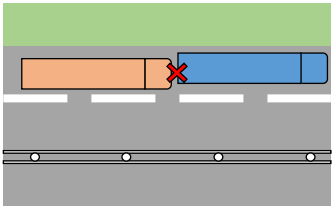



死亡災害事例

長野労働局

災害発生日	令和6年2月
事業の種類	道路貨物運送業
災害の概要 (注1)	<p>被災者運転の大型貨物自動車が高速度走行中、故障により走行車線上に停止していた他の大型貨物自動車(トレーラーダンプ)に追突した。</p> 
災害防止のためのポイント (注2)	<p>◎疲労が蓄積した状態で運転させないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疲労による交通労働災害を防止するため、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間を確保する。 ・十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行う。 ・複数の作業者が同乗する場合には、交互に運転を行うなど一人だけが運転することを避ける。 ・荷役作業を行わせる場合は、荷役作業による運転者の身体負荷を減少させるため、適切な荷役用具・設備を備え付ける。 <p>◎教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇入れ時の教育 <ul style="list-style-type: none"> 交通法規、改善基準告示などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調の維持の必要性について教育を行う。 必要に応じて、ベテランが添乗し、実地の指導をする。 ・日常の教育 <ul style="list-style-type: none"> 十分な睡眠時間の確保、交通事故発生情報、デジタルタコグラフ、ドライブ・レコーダーの記録などから判明した安全走行に必要な情報に関する事項、交通安全情報マップ、関係法令などについて教育を行う。 <p>◎荷主と運送業の元請事業者は、交通労働災害防止を考慮した適切で安全な運行について、事業者と協働して取り組むこと。</p> <p>◎走行前に自動車を点検し、不具合が認められた時は修理等を行うこと。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>○交通労働災害防止のためのガイドライン (厚生労働省:交通労働災害を防止するために)</p> 

※ 本資料は、発生した災害の責任を問うためのものではない

注1) 本速報時点までの所轄労働基準監督署による調査をもとに、長野労働局が作成・推定したものであり、今後、調査が進む過程で新たな事実が判明すること等がある。イラストはイメージ。

注2) 同種災害防止のため、関係する指針・ガイドライン・通達をはじめ、一般的な災害防止対策等を示したものであり、必ずしも本件災害自体に対応したものとは限らない。